

みやぎモーダルシフト促進事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 宮城県（以下「県」という。）は、従来のトラック輸送から海上輸送又は鉄道輸送への転換（以下「モーダルシフト」という。）に要する経費に対し、予算の範囲内においてみやぎモーダルシフト促進事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付等に関しては、補助金等交付規則（昭和51年宮城県規則第36号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、「事業者」とは、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

- (1) 宮城県内に本社、支店又は営業所を有する法人若しくは宮城県内に住所を有する個人（個人事業主を含む）
- (2) 貨物自動車運送事業者、貨物利用運送事業者又は倉庫業者（以下「運送事業者」という。）若しくは運送事業者に貨物の輸送を委託する者（以下「荷主」という。）
- (3) 全ての県税に未納がないこと。
- (4) 暴力団排除条例（平成22年宮城県条例第67号）に規定する暴力団又は暴力団員等でないこと。

(補助対象事業等)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）等は、別表のとおりとする。ただし、同一のコンテナ貨物について重複して申請することはできない。

(補助対象期間)

第4条 この事業の実施期間は、原則として交付決定日から交付決定日の属する翌年の2月28日までとする。ただし、交付決定前であっても、実績報告により、この要綱に定める輸送の実績が確認できる場合は、交付決定日の属する年度の4月1日以降の期間についても補助対象期間とする。

(補助金の交付の申請)

第5条 規則第3条第1項の補助金等交付申請書（以下「申請書」という。）は、様式第1-1号によるものとし、その提出期限は知事が別に定める日とする。

2 規則第3条第2項及び第3項の規定により、申請書に添付しなければならない書類は、以下のとおりとする。

- (1) 事業計画（実績報告）書（様式第1-2号）及び事業計画（実績報告）書内訳

(様式第1-3号)

- (2) 県税納税証明書(発行から3か月以内のもので、全ての県税に未納がないことを証明するもの)
 - (3) 暴力団排除に関する誓約書・役員名簿(様式第1-1号別紙)
 - (4) その他知事が必要と認める書類
- 3 知事は、申請書及び添付書類の内容に不備がある場合は、補正が完了した時点で受理する。
 - 4 知事は、申請書に記載された交付申請額の合計が予算の総額に達したときは、第1項に定める期限に関わらず、募集を終了することができるものとする。
 - 5 交付決定前に申請を辞退する場合は、交付申請辞退届(様式第2号)を知事に提出しなければならない。

(決定の通知)

第6条 知事は、前条第1項の申請書の提出があった場合において、規則第4条による審査の結果、補助金を交付することが適当と認めたときは、予算の範囲内で先着順に交付決定を行い、交付決定通知書を当該補助金の交付の申請を行った事業者(以下「申請者」という。)に送付するものとする。

(廃止承認)

第7条 前条第1項による交付決定の通知を受けた事業者(以下「補助事業者」という。)は、補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、廃止承認申請書(様式第3号)を知事に提出し、知事の承認を得るものとする。

(事業計画の変更)

第8条 補助事業者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、事業計画変更承認申請書(様式第4号)を提出し、知事の承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りではない。

- (1) 補助金交付決定額の20%以上の減額
 - (2) その他知事が必要と認めるもの
- 2 知事は、前項の申請があった場合には、当該申請に係る内容を審査し、変更後の事業が適当であると認めたときは、承認を行い、補助事業者に通知するものとする。

(実績報告)

第9条 規則第12条第1項の補助事業等実績報告書(以下「実績報告書」という。)は、様式第5号によるものとし、実績報告書に添付しなければならない書類は、以下のとおりとする。

- (1) 事業計画(実績報告)書(様式第1-2号)及び事業計画(実績報告)書内訳

(様式第1-3号)

- (2) 輸送実績及び支出の事実を確認できる書類等(船荷証券(B/L)、輸送証明書、輸送伝票、契約書、領収書、振込伝票、通帳等)の写し
 - (3) 補助金の振込先とする申請者名義の預貯金通帳の表紙及び表紙裏面(金融機関名、店名、店番号、口座種別、口座番号及び口座名義人(カタカナ名義を含む。)が記載されたページ)の写し
 - (4) その他知事が必要と認める書類
- 2 知事は、第1項の規定により提出された書類に関して、船舶代理店等に対して調査及びヒアリングをすることができる。

(交付の条件)

第10条 規則第5条の規定により付する条件は、次のとおりとする。

- (1) 補助事業者は、補助事業に係る帳簿及び証拠書類を整備し、補助事業が終了した年度の翌年度から5年間保管すること。
- (2) 補助事業者は、知事が補助金の交付業務の適正かつ円滑な運営を図るために報告を求め、又は現地調査等を行おうとするときは、遅滞なくこれに応じること。

(補助金の額の確定等)

第11条 知事は、規則第13条により、交付すべき補助金の額を確定した後、補助金を支払うものとする。

(補助金交付の取消し等)

- 第12条 知事は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、交付決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命じることができる。
- (1) 補助要件に適合しなくなったとき
 - (2) 提出書類に不正又は虚偽の内容が認められたとき
 - (3) この要綱に違反したとき

(成果の公表)

第13条 知事は、モーダルシフトの周知・広報を図るため、補助事業者の名称や所在地等を公表することがある。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付等に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和8年4月 日から施行し、令和8年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合には、当該補助金にも適用するものとする。

別表

項目	海上輸送	鉄道輸送
補助対象事業	トラックで輸送している貨物を、仙台塩釜港仙台港区高砂コンテナターミナルを利用したコンテナ海上輸送に転換する場合	トラックで輸送している貨物を、宮城県内の貨物駅（オフレイルステーションを含む。以下同じ。）を発着地とする鉄道輸送に転換する場合
補助対象事業者	荷主又は運送事業者	
補助対象貨物	補助対象事業により、仙台塩釜港を新規に利用した貨物、又は、前年度から増加した貨物	補助対象事業により、県内の貨物駅を新規に利用した貨物、又は、前年度から増加した貨物
補助単価	20 フィートコンテナ1個あたり 5,000 円 40 フィートコンテナ1個あたり 10,000 円	12 フィートコンテナ1個あたり 3,000 円 20 フィートコンテナ1個あたり 5,000 円 31 フィートコンテナ1個あたり 7,750 円 40 フィートコンテナ1個あたり 10,000 円
補助上限額	1 事業者あたり 4,000 千円	1 事業者あたり 1,000 千円
備考	<p>1 運送事業者が申請する場合は、当該運送事業者が申請する旨を荷主が承諾した場合に限ることとし、その場合、承諾書（様式第1-1号別紙2）を添付すること。</p> <p>2 一の貨物の輸送について、輸送方法の転換により二酸化炭素排出量が増加する場合は、補助対象事業とならない。</p> <p>3 積合せ貨物について申請する場合、積合せ貨物の全てがトラック輸送から鉄道輸送へ転換する場合に限る。</p>	